

株主各位

証券コード 3358
令和3年6月10日

福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8
ワイエスフード株式会社
代表取締役社長 緒方 正憲

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月24日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 福岡県田川郡福智町弁城1300番1
ほうじょう温泉 ふじ湯の里 会議室

3. 目的事項

報告事項 第27期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役 6名選任の件
- 第3号議案 監査役 1名選任の件

以 上

新型コロナウィルス感染防止にご留意いただき、本年は、健康状態に関わらず、ご出席を見合わせていただき、書面による議決権の事前行使を推奨いたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ys-food.jp/>）に掲載させていただきます。

お土産の配布につきましては、本年は中止させていただきます。

添付書類

事 業 報 告

（令和2年4月1日から）
（令和3年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）会社の事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響で急速に景気が悪化しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、同業種はもとより他業種との競争激化、原材料価格の高騰や継続的な採用難・パートアルバイトの時給の上昇、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業時間の短縮及び休業、外出自粛による来店客数の激減などもあり各社大幅に売上高が減少し、先行きの見通せない非常に厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、「一杯のラーメンをお客様に満足していただく」という創業当時からの理念にのっとり、「美味しさと快適な食の空間」の追求、「食の安心・安全」の維持向上に取組み、お客様一人一人に誠実であり続けることに、より一層邁進してまいるとともに、前事業年度の有価証券報告書の対処すべき課題で述べた施策である「資金調達」、「外食事業の再建」、「固定資産の売却」、「人員再配置によるコスト圧縮」に注力し、「経営方針の明確化と経営資源の最適化」に努め、収益構造の改善及び強固な企業体質づくりを取組んでまいりました。

当事業年度におきましては、国内事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業時間の短縮及び休業の影響により、売上高は、前事業年度に比べ180百万円減収（12.1%減）の1,303百万円となりました。

営業損益におきましては、本社及び店舗におけるコスト圧縮を推進し、販売費及び一般管理費が710百万円（10.2%減）となっております。

経常損益におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業時間短縮及び休業の発生に伴い、福岡県感染拡大防止協力金等があつたことから助成金収入19百万円を営業外収益として計上しております。

特別損益におきましては、東京都江東区の土地及び建物等の売却等により固定資産売却益123百万円を特別利益として計上しております。しかしながら、外食事業及び衛生事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、新型コロナウイルス感染症による当社の業績への影響を踏まえた将来の回収可能性を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失51百万円を特別損失に計上しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,303百万円、営業損失94百万円（前期は営業損失115百万円）、経常損失73百万円（前期は経常損失281百万円）、当期純利益0百万円（前期は当期純損失357百万円）となりました。

事業区分別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区分	前事業年度		当事業年度		比較増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減金額 (百万円)	増減率 (%)
外食事業	1,391	93.7	1,115	85.6	△276	△19.8
不動産賃貸事業	40	2.7	33	2.6	△6	△16.2
外販事業	43	3.0	49	3.8	6	15.2
温泉事業	-	-	62	4.8	62	-
衛生事業	-	-	34	2.7	34	-
報告セグメント計	1,475	99.4	1,296	99.5	△178	△12.1
その他	9	0.6	7	0.5	△2	△23.9
合計	1,484	100.0	1,303	100.0	△180	△12.1

① 外食事業

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた営業時間の短縮及び休業による来店客数の激減、国内店舗の減少、休業及び営業時間の縮小があったことから、店舗売上高及び食材取引高が減収となりました。

以上のことから、当事業年度の売上高は1,115百万円（前期比19.8%減）となり、営業利益2百万円（前期は営業損失35百万円）となりました。

店舗数については、前事業年度末に比べ6店舗減少し142店舗（直営店9店舗、F C店95店舗、海外38店舗）となりました。店舗数の増減については、新規出店が6店舗（直営店4店舗、F C店1店舗、海外1店舗）、中途解約による店舗の閉店が12店舗（直営店2店舗、F C店5店舗、海外3店舗、その他2店舗）、F C店から直営店へ転換した店舗は4店舗、直営店からF C店へ転換した店舗は2店舗であります。

② 不動産賃貸事業

当社が所有する店舗用地等の有効活用を目的とした賃貸事業を行っております。

当事業年度の売上高は33百万円(前期比16.2%減)、営業利益2百万円(前期比1.4%減)となりました。

③ 外販事業

当社は、ラーメン等の製品を主要販売品目とする外販に加え、インターネット通販サイトにおける通信販売及び一般小売先向け卸し、委託販売による小売りを行っております。

当事業年度における外販事業の売上高は49百万円(前期比15.2%増)となり、営業損失3百万円(前期は営業損失16百万円)となりました。

④ 温泉事業

当社は、令和2年6月より、福岡県田川郡福智町「ほうじょう温泉ふじ湯の里」の指定管理者となり、同施設の経営を行っております。

当事業年度における温泉事業の売上高は62百万円となり、営業損失14百万円となりました。

⑤ 衛生事業

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、外食産業だけでなく、全ての生活・経済環境において感染症予防、対策が求められております。各業界で様々な取り組みが行われている中、当社は、「お客様の為に店舗内衛生管理において、安心、安全に食して頂ける店舗作りを提案、提供し、実行する」ことを通じて、新しい生活様式における安心と安全の価値を創造することを目的に、衛生事業を行っております。

主に、世界最先端のテクノロジーで、感染症対策に最も重要な表面付着菌を含む空間すべてのウイルス・細菌を不活性化する空間除菌器「SterilizAir ステライザ」の正規販売代理店として、同製品の販売とともに、HACCP認証取得支援におけるソフトウェア販売を行っております。

当事業年度における衛生事業の売上高は34百万円となり、営業損失14百万円となりました。

⑥ その他

当社は、飲食店用の厨房設備の販売を、F C加盟店などに行っております。

当事業年度におきましては、その他事業の売上高7百万円(前期比23.9%減)となり、営業利益1百万円(前期比5.8%減)となりました。

(2) 会社の設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は75百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

外食事業

新規店舗の設備投資	9百万円
-----------	------

既存店舗の改装等	7百万円
----------	------

衛生事業

衛生事業に係る設備投資	30百万円
-------------	-------

ソフトウェアの投資	15百万円
-----------	-------

(3) 会社の資金調達の状況

当会計年度中に、新型コロナウイルス感染症の影響による不安定な経営環境に備え、当社の所要資金として金融機関より長期借入金280百万円の調達を実施しました。

また、当社は令和2年9月18日を払込期日とする、第三者割当増資により、発行済株式総数が2,200,000株、資本金が352百万円増加しております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第24期 (平成30年3月期)	第25期 (平成31年3月期)	第26期 (令和2年3月期)	第27期 (当事業年度) (令和3年3月期)
売上高(百万円)	1,690	1,601	1,484	1,303
経常損失(△)(百万円)	△186	△144	△281	△73
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△296	△76	△357	0
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△76.53	△19.83	△92.21	0.09
総資産(百万円)	3,750	3,389	2,720	2,873
純資産(百万円)	1,605	1,494	1,122	1,479
1株当たり純資産額(円)	414.47	385.75	289.72	243.33
期末外食店舗数(店) (うち直営店)	162 (4)	156 (5)	148 (5)	142 (9)

(注) 1. 第25期より連結子会社がなくなりましたので、第24期につきましては、当社単体の財産及び損益の状況の推移を記載しております。

2. 各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第24期…「九州北部豪雨」等の天候不順に加え、人手不足を背景とする営業時間の短縮等が起因となる売上の減少及び新基幹システム導入費用等の影響もあり、営業損失となりました。また、国内外債権（加盟オーナー様等に対する経常運転資金の貸付金）において回収に疑義が生じたことから、貸倒引当金を計上したことに加え、持分法による投資損失を計上したことの影響から、前事業年度と比較して、減益となりました。

第25期…既存の国内FC店舗の減少及び営業時間の短縮の影響もあり、売上高は減収となりました。営業利益におきましては、知名度の高いタレンツ等を活用した販促費用に加え、新規出店や既存店舗のリニューアルに係る改修コスト等が増加したことから、営業損失となりました。北九州市小倉北区の不動産の売却に伴う固定資産売却益はあったものの、営業外費用及び特別損失を計上したことから当期純損失となりました。

第26期…国内事業におきましては、既存の国内店舗の減少及び人員不足による営業時間の短縮、海外事業におきましては、既存の店舗の減少新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり営業損失となりました。また、国内外債権（加盟オーナー様等に対する経常運転資金の貸付金）において回収に疑義が生じたことから、貸倒引当金を計上したことに加え、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性の検討をした結果、減損損失を計上したことから当期純損失となりました。

当期…既述の「(1) 会社の事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 会社の対処すべき課題

当社は、第22期以降第26期まで5期連続の経常損失を計上しており、当事業年度におきましては、当期純利益0百万円となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売上高が著しく減少したため、営業損失94百万円、経常損失73百万円と本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような状況を解消するため、令和2年9月7日開催の第26回定時株主総会において、経営陣の新体制を構築し、継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況の解消に向けて採算性を重視した経営方針による経営効率化、本社及び店舗におけるコスト圧縮等、経営陣と従業員が目的意識の共有化を図るとともに経営の客観性及び透明性の向上を図ってまいりました。

その結果、当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは70百万円の資金を獲得しております、第22期（平成28年3月期）以来、5期ぶりにプラスへ転換しております、取引金融機関との関係性及び当事業年度末の現金及び預金残高は478百万円と必要な運転資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載はしておりません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の発令により、主要事業となる外食事業における直営店舗及びF C店舗への来店客数が減少することにより売上高が著しく減少する等、令和3年4月以降も極めて厳しい状況が続くことが予測されます。

今後におきましても、役員及び従業員が一丸となって企業価値の向上に努めることはもちろん、本社及び店舗におけるコスト圧縮等を図るとともに、デジタルトランスフォーメーションを実施することで、外食事業及び外販事業並びに温泉事業における生産性向上、集客力アップ、顧客の利便性向上に注力いたします。

さらに、令和3年4月に「筑豊手羽先唐揚げ専門店 香春ちゃん」へ不採算店舗を業態変更し、小規模かつ低初期投資に加え、店舗オペレーションも容易となる「お持ち帰り唐揚げ専門店」としてのブランドの確立を行い、多店舗展開による食材出荷の拡大や、テイクアウト・デリバリー等、ラーメンブランドとは異なる新たな顧客の獲得にも取り組んでまいります。

また、衛生事業におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種会場における、空間除菌器「SterilizAir」を設置し、医療機関クラスの空間除菌を行うとともに、会場入口でのサーモカメラ設置による来場者の多数同時検温の実施、パーテーションやアルコール消毒の配備を行い、空間除菌と感染抑止のトータルサポート、『除菌空間提供サービス「バスターズ」』の実施を行い、地域社会への貢献と共に、新しいサービスの付加による収益力の底上げで新型コロナウイルス感染症の時代に戦える業態構造転換を図る等、収益性の向上に努めると同時に、引き続き採算性を重視した経営方針による利益体質の改善と、必要に応じて当社が所有する不動産評価（資産価値）の高い物件の売却等での財務体質の強化を図ってまいります。

（7）会社の主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

当社は、ラーメン店及びラーメン店のフランチャイズ・チェーン本部の経営と飲食店用厨房機器の販売、不動産の賃貸及びインターネット通販サイトにおける通信販売及び一般小売先向け卸、委託販売による小売を主な事業内容としております。

① 外食事業

国内・海外において「筑豊ラーメン山小屋」、「ばさらか」、「一康流」、「遣唐拉麺」、「やまごや」等のブランドを主力に厳選された食材を使用し、自社工場で製造した麺、焼豚等の食材を販売するとともに、ラーメンのフランチャイズ・チェーン加盟店の募集及び加盟店の経営指導業務を行っております。

また、令和3年2月には、筑豊地区発祥の「ホルモン鍋」を中心に四季の色どり豊かなお料理を提供し、筑豊の食を取り入れたコース料理や充実した逸品にワインやシャンパンなど種類豊富なお酒を取り入れた、「筑豊ホルモン鍋 香春」を福岡市博多区にオープンしております。

さらに、同年4月には、厳選された鶏肉に、こだわりの九州醤油で仕込んだ秘伝の甘ダレが決め手の手羽先唐揚げ持帰り専門店、「筑豊手羽先唐揚げ専門店 香春ちゃん」を福岡市西区にてオープンしております。

なお、令和3年3月末日現在の店舗数は142店舗（直営店9店舗、F C店95店舗、海外38店舗）となっております。

② 不動産賃貸事業

当社が所有する店舗用地等の有効活用を目的とした賃貸事業を行っております。

③ 外販事業

インターネット通販サイトにおける通信販売及び一般小売先向け卸、委託販売による小売りを行っております。

④ 温泉事業

福岡県田川郡福智町「ほうじょう温泉ふじ湯の里」の指定管理者となり、同施設の経営を行っております。

⑤ 衛生事業

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、外食産業だけでなく、全ての生活・経済環境において感染症予防、対策が求められております。各業界で様々な取り組みが行われている中、当社は、「お客様の為に店舗内衛生管理において、安心、安全に食して頂ける店舗作りを提案、提供し、実行する」ことを通じて、新しい生活様式における安心と安全の価値を創造することを目的に、衛生事業を行っております。

主に、世界最先端のテクノロジーで、感染症対策に最も重要な表面付着菌を含む空間すべてのウイルス・細菌を不活性化する空間除菌器

「SterilizAir ステライザ」の正規販売代理店として、同製品の販売とともに、HACCP認証取得支援におけるソフトウェア販売を行っております。

⑥ その他

飲食店用の厨房設備の販売を、フランチャイズ・チェーン加盟店等に行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（令和3年3月31日現在）

①当社

本社及び工場	福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山552番8		
店舗（直営店舗 数 9 店舗）	福岡県北九州市	2店舗	福岡県福岡市

福岡県田川郡

2店舗

福岡県福岡市

3店舗

高知県香南市

1店舗

1店舗

なお、上記のほか、F C店舗が95店舗あります。

②子会社

該当事項はありません。

(9) 会社の従業員の状況（令和3年3月31日現在）

事 業 部 門 别	従 業 員 数	前事業年度末比増減
外 食 事 業	47名	5名減
不 動 产 賃 貸 事 業	—	—
外 販 事 業	2名	—
温 泉 事 業	7名	7名増
衛 生 事 業	3名	3名増
全 社 (共 通)	12名	8名減
合 計	71名	3名減

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であります。

2. 上記従業員数には、臨時雇用者（パートタイマーを含んでおります。）28名（期中平均人員〈1日8時間換算〉）は含まれておりません。

3. 不動産賃貸事業の従業員数については、他の事業部門内に兼務する従業員が含まれているため、従業員数を「—」としております。

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
71 (28) 名	3名減	45.03歳	10.32年

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	706百万円
株式会社北九州銀行	97
株式会社佐賀銀行	32
株式会社十八親和銀行	13

2. 株式の状況（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,492,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,073,000株
- (3) 株主数 1,870名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
霞投資事業組合	2,200,000株	36.2%
株式会社テクノバンク・サンケン	737,500	12.1
緒方正年	166,200	2.7
緒方正憲	148,600	2.4
楽天証券株式会社	133,100	2.2
緒方秀憲	117,400	1.9
株式会社SBI証券	109,300	1.8
株式会社JFLAホールディングス	105,500	1.7
緒方康憲	103,000	1.7
株式会社老松醤油松岡本家	93,000	1.5

- (5) その他

令和2年9月17日付で、第三者割当増資により、新株式2,200,000株を発行しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

令和3年2月25日開催の取締役会決議に基づき、当社の役員及び執行役員に対する「第2回新株予約権」及び、当社従業員に対する「第3回新株予約権」の概要は以下のとおりです。

なお、第2回及び第3回ともに、有償ストックオプションであります。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
割当日	令和3年3月5日	令和3年3月5日
新株予約権の数	4,256個	535個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 425,600株	普通株式 53,500株
発行価額	851,200円 新株予約権1個当たり200円 (1株当たり 2円)	588,500円 新株予約権1個当たり1,100円 (1株当たり11円)
行使価額	1株につき 265円	1株につき 265円
権利行使期間	令和3年3月5日から 令和13年3月4日まで	令和4年7月1日から 令和13年3月4日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2
交付状況	当社取締役 4名 (3,000個、300,000株) 当社監査役 4名 (796個、79,600株) 当社執行役員 5名 (460個、46,000株)	当社従業員 14名 (535個、53,500株)

- ※1. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
2. 令和4年3月期から令和8年3月期における当社の有価証券報告書に記載された外食事業の売上高の額に応じ、以下の①ないし③に定めに従い新株予約権を行使することができる。
- ①外食事業の売上高の額が一度でも1,600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の数の30%まで
- ②外食事業の売上高の額が一度でも1,800百万円を超過した場合、上記①に基づき行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の75%まで
- ③外食事業の売上高の額が一度でも2,000百万円を超過した場合、上記①および②に基づき行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	緒方 正憲	生産開発本部長 Japan Traditionals Sp. z. o. o 取締役
取締役副社長	本瀬 建	経営戦略室室長 未来科学株式会社代表取締役
取締役	中原 真	衛生事業本部長
取締役	毛利 貴之	営業統括本部長
取締役	濱崎 祐和	管理本部長
常勤監査役	森 弘之	
監査役	杉山 耕司	株式会社アートスタジオすぎやま代表取締役
監査役	田吹 多祥	
監査役	市川 琢也	静岡市社会福祉協議会 監事 株式会社FrenzyCapital代表取締役

- (注) 1. 監査役田吹多祥氏及び監査役市川琢也氏は、社外監査役であります。
 2. 当社は、監査役田吹多祥氏を東京証券取引所（JASDAQ市場）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 市川琢也氏を社外監査役とした理由は、税理士としての豊富な経験と経営者としての幅広い見識を当社の監査体制強化に活かしていただいております。
 4. 事業年度中に辞任・退任した会社役員については、下記の通りであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岩下 征吾	令和2年6月5日	辞任	管理本部長兼生産本部長
原 亮一	令和2年9月7日	辞任	営業本部長
中村 行男	令和2年9月7日	辞任	新規事業部長
茅嶋 祐一	令和2年9月7日	辞任	営業部長
吉田 彰宏	令和2年9月7日	任期満了	株式会社北九州銀行取締役監査等委員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）・監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる（ただし、当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする）旨を定款に定めております。現在、当該定款に基づき監査役杉山耕司氏、監査役田吹多祥氏、監査役市川琢也氏と責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、改正会社法（令和3年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下の通りとなります。

①当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現されるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準および報酬体系とすることを基本方針とします。

②取締役の報酬は、職責等に応じた「基本報酬」としての定額報酬、単年度の業績の達成を目指すための「業績連動型報酬」の2つの部分により構成します。

ただし、社外取締役については、独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから定額報酬のみとし、業績連動型報酬は設けません。

i 「基本報酬」

基本報酬は、取締役の役位、職責、実績、在任年数等に応じて決定し、月額払いでの支給しております。

ii 「業績連動型報酬」

各取締役の業績連動報酬は、会社業績および個人業績を評価して決定しております。なお、総現金報酬（基本報酬+業績連動報酬）のウェイトは、最大30%程度とします。

③取締役報酬限度額（使用人兼取締役の使用人分給与を除く）は、平成8年3月22日開催の株主総会において、年額180,000千円でと決議頂いております。

④当社取締役の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその具体的な内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬の範囲内で、上記②記載の算定方法により各取締役の報酬等を決定します。

⑤監査役は、独立した立場から取締役の業務執行を監督する立場であることから、固定報酬のみ支給としております。報酬の水準は、良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすにふさわしい人材を確保するために必要な水準としております。監査役の報酬限度額は、平成8年3月22日開催の株主総会において、年額18,000千円と決議頂いております。

⑥退職慰労金は、役員の役位、職責、実績、在任年数等に応じて、役員が退任する際に、株主総会の議決を経て支給するものとします。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員	数	報酬等の総額
取締役		9名	38,430千円
監査役 (うち社外監査役)		5 (3)	7,520 (2,400)
合計 (うち社外役員)		14 (3)	45,950 (2,400)

(注) 株主総会の決議(平成8年3月22日改定)による取締役報酬限度額(使用者兼取締役の使用者分給与を除く)は年額180,000千円であり、監査役報酬限度額は年額18,000千円であります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

令和2年9月7日開催の第26回定期株主総会において、第5号議案「退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件」について、辞任された原亮一氏、中村行男氏、茅嶋祐一氏に対して、当社における一定の基準に従い退職慰労金を贈呈することで決議を頂いております。

株主総会終了後の取締役会において、当該退職慰労金については、3氏が当社を退社する際に、支給する方針で決議をとっているため、記載すべき事項はございません。

なお、退職慰労金から長期未払金に組替処理を行った金額は、23,609千円であります。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役田吹多祥氏及び監査役市川琢也氏と当社との間には、特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（24回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田吹 多祥	20回	83.3%	15回	88.2%
監査役 市川 琢也	12回	※2 92.3%	8回	※3 88.9%

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が17回ありました。
2. 令和2年9月7日就任後開催の取締役会13回の出席率となります。
3. 令和2年9月7日就任後開催の監査役会9回の出席率となります。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役田吹多祥氏は、永年の銀行実務経験を基にした財務・経理・経営判断の見地から、監査役市川琢也氏は、税理士としての豊富な経験と経営者としての幅広い見識を当社の監査体制強化に活かし、取締役会及び監査役会において、それぞれが意見交換や客観性を考慮した適宜有用な発言をしております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

現在、独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営への監視・助言機能が十分に働き、その客観性・中立性が確保されていると考えて、社外取締役を置くことは見合させて参りました。今般、会社法が改正されたことに伴い、当社経営・企業価値への理解を有し、かつ当社経営からの独立性を有する方を候補者とさせて頂きました。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました三優監査法人は、令和2年9月7日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当事業年度において、三優監査法人に支払われた報酬等はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会の会議の目的とすることを取締役会に請求します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約について

当社とHLB Meisei有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

また、その取り組みの徹底を図るためコンプライアンス委員会により、横断的に総括することとし、同委員会を中心に役員・従業員に対し教育等を行います。

コンプライアンス委員会と内部監査室は連携の上、取り組み状況を監査するとともに、取締役会及び監査役会に適宜報告されます。また、法令・定款違反行為の未然防止及び是正のため、従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程及び情報システム管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録・保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行います。また、当社は、事業上のリスクを適切に把握し、リスクの洗い出しを行い、新たに把握したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役・従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標の達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定めます。部門目標は取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、随時改善を促し、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備します。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会の統括のもと、当社の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含めた体制を整備します。また、当社の内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告することとします。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役会からその補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲でこれを配置します。また、当該従業員の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
- ⑦ ⑥の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する従業員を置く場合は、取締役から一定程度の独立性を確保するため、補助従業員の異動についての監査役会の同意の要否、取締役の補助従業員に対する指揮命令権の有無、補助従業員の懲戒についての監査役会の関与等を考慮し、別途検討することとしております。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、またはその恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通知状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備します。また、監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対し、当社の業務遂行及び財産の状況等について報告を求めるることができます。
- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、業務執行を担当する取締役及び重要な従業員からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長・会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。
- ⑩ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。
- ⑪ 当社監査役の職務執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社監査役が職務の執行上必要と認める費用または債務の処理について、会社に請求することができるものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底しております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力に向けた取り組みについて、法令及び企業倫理に則り対応することが重要であると認識しており、福岡県企業防衛対策協議会と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っております。また、役員・従業員に対しては啓蒙活動を行い、さらなる社内体制の整備、強化に努めてまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス体制を強化・徹底することを目的として「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、内部通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの設置を定期的に周知しており、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

当事業年度におきましては、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時、書面決議を含め41回の取締役会を開催し、各取締役の他、独立性を保持した監査役も出席し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析、対策、評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通じて得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また、内部監査室及び会計監査人と隨時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

④ 財務報告に係る内部統制への取り組み

内部統制に関する基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取り組み

お取引様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

また、必要に応じて、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応します。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、継続的な安定配当を基本にしつつ、業績に応じた経営の成果を迅速に株主の皆様に還元することを基本方針としております。

また、内部留保につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。

しかしながら、当社は、第22期（平成28年3月期）以降第26期（令和2年3月期）まで5期連続の経常損失を計上しており、当事業年度におきましては、当期純利益0百万円となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売上高が著しく減少したため、営業損失94百万円、経常損失73百万円と本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しておりますので、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

今後におきましても、役員及び従業員が一丸となって企業価値の向上に努めることはもちろん、本社及び店舗におけるコスト圧縮等を図るとともに、引き続き採算性を重視した経営方針による利益体質の改善により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	687,451	流動負債	572,938
現金及び預金	478,339	買掛金	53,752
売掛金	143,180	短期借入金	100,000
商品及び製品	62,228	1年内返済予定長期借入金	179,688
仕掛品	4,157	未払金	86,885
原材料及び貯蔵品	14,778	未払費用	22,671
前払費用	10,795	未払法人税等	10,460
預け金	1,416	未払消費税	4,774
その他の	26,394	賞与引当金	340
貸倒引当金	△53,840	ポイント引当金	413
固定資産	2,185,946	預り金	106,089
有形固定資産	1,907,140	資産除去債務	2,107
建物	616,762	その他の	5,754
構築物	7,649	固定負債	821,034
機械及び装置	26,296	長期借入金	570,266
車両運搬具	0	長期預り敷金保証金	65,914
工具器具備品	7,497	退職給付引当金	50,292
土地	1,247,736	役員退職慰労引当金	37,351
建設仮勘定	1,197	資産除去債務	70,219
無形固定資産	19,349	その他の	26,990
ソフトウエア	17,081	負債合計	1,393,972
その他の	2,268	(純資産の部)	
投資その他の資産	259,456	株主資本	1,473,128
投資有価証券	92,372	資本金	1,354,050
関係会社株式	23,856	資本剰余金	831,588
出資金	25	資本準備金	799,750
長期貸付金	303,427	その他資本剰余金	31,838
長期前払費用	5,522	利益剰余金	△712,510
敷金及び保証金	80,980	利益準備金	2,772
その他の	190,186	その他利益剰余金	△715,282
貸倒引当金	△436,915	繰越利益剰余金	△715,282
資産合計	2,873,397	評価・換算差額等	4,624
		その他有価証券評価差額金	4,624
		新株予約権	1,672
		純資産合計	1,479,424
		負債・純資産合計	2,873,397

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日から)
(令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上 高		1,303,598
原 価		688,269
売 上 総 利 益		615,329
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		710,215
當 業 損 失 (△)		△94,885
當 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		2,631
助 成 金 収 入		19,328
受 取 保 險 金		2,471
受 取 販 売 獎 励 金		1,466
そ の 他 営 業 外 収 益		7,847
當 業 外 費 用		33,745
支 払 利 息		10,785
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		940
そ の 他 営 業 外 費 用		820
經 常 損 失 (△)		△73,687
特 別 利 益		
投 資 有 價 証 券 売 却 益		2,331
固 定 資 産 売 却 益		123,069
保 險 積 立 金 解 約 益		4,472
そ の 他 特 別 利 益		6,384
特 別 損 失		136,258
投 資 有 價 証 券 評 価 損		823
固 定 資 産 除 却 損		3,606
減 損		51,630
そ の 他 特 別 損 失		185
税 引 前 当 期 純 利 益		56,245
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6,325
当 期 純 利 益		5,841
		483

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から)
(令和 3 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本金 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金
令和 2 年 4 月 1 日 期首残高	1,002,050	799,750	31,838	831,588	2,772	△715,766 △712,993
事業年度中の変動額						
新株の発行	352,000					
当期純利益						483 483
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	352,000	—	—	—	—	483 483
令和 3 年 3 月 31 日 期末残高	1,354,050	799,750	31,838	831,588	2,772	△715,282 △712,510

	株 主 資 本	評 価・換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
		株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
令和 2 年 4 月 1 日 期首残高	1,120,644	1,462	1,462	—	1,122,107
事業年度中の変動額					
新株の発行	352,000				352,000
当期純利益	483				483
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		3,161	3,161	1,672	4,833
事業年度中の変動額合計	352,483	3,161	3,161	1,672	357,317
令和 3 年 3 月 31 日 期末残高	1,473,128	4,624	4,624	1,672	1,479,424

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

機械及び装置 2年～16年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(5) ポイント引当金

将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において使用されると見込まれる額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【追加情報に関する注記】

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社は、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続してまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や終息時期等を予想することは困難であります。

したがって、会計上の見積りについては、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報を踏まえて、今後、令和3年度中まで当該影響が継続するとの仮定のもと、行っております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 51,630千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当事業年度において、外食事業及び衛生事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、新型コロナウイルス感染症による当社の業績への影響を踏まえた将来の回収可能性を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失51,630千円を特別損失に計上しております。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額を比較し、使用価値に基づき測定しております。割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値は、主要事業に係る新型コロナウイルス感染症の拡大や外部環境の変化とその不確実性を考慮したうえで評価しております。建物及び構築物、土地等の正味売却価額は、不動産鑑定評価基準にもとづいた不動産鑑定評価額等に基づき測定しており、その他の機械及び装置等の正味売却価額は、目的に適合した市場価格の識別や外部の第三者への販売可能性の判断を考慮したうえで算定しております。

また、外食事業の店舗に係る固定資産については、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグループ化をしており、減損の兆候に該当する資産グループについては、店舗毎の損益計画に基に将来キャッシュ・フローを算出しておらず、建物及び構築物、土地等の売却可能な資産の正味売却価額は不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基礎にして算出しております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算出に用いた主要な仮定は、売上高成長率であり、売上成長率は、過年度における売上実績、利用可能な外部情報、新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮して策定しております。また、店舗の売上成長率及び費用については、各店舗の状況に照らして算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、【追加情報に関する注記】で述べた通りであります。

当事業年度において、外食事業及び衛生事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、新型コロナウイルス感染症による当社の業績への影響を踏まえた将来の回収可能性を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失51,630千円を特別損失に計上しております。

ハ. 翌年度の計算書類に与える影響

当社の固定資産の減損については、計算書類作成時点までの実績を踏まえた将来予測や、利用可能な外部情報等を参考にしたうえで会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルスの影響が長期化し、資産グループに関連する経営環境が著しく悪化したと認められる場合や、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになる等の事象により、新たに減損兆候に該当する資産グループが発生した場合には、結果として翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。また、土地等の売却可能な固定資産を有する物件においては、将来の不動産市場の動向に影響を受ける可能性があり、正味売却価額が低下した結果として翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	442, 292千円
構築物	5, 745
土地	987, 760
計	1, 435, 798
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	125, 223千円
1年以内返済予定長期借入金	151, 295
長期借入金	477, 972
計	754, 490

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 863, 668千円

3. 取締役及び監査役に対する未払役員報酬 3, 900千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

該当事項はありません。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び株数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	3, 873, 000株	2, 200, 000株	－株	6, 073, 000株

令和2年9月17日付で、霞投資事業組合からの第三者割当増資により、発行済株式総数が2, 200, 000株、資本金が352, 000千円増加し、資本金が1, 354, 050千円となっております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注3）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 及 び 預 金	478,339	478,339	—
売 掛 金	143,180		
貸 倒 引 当 金	△42,797		
	100,383	100,383	—
投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	92,372	92,372	—
長 期 貸 付 金	303,427		
貸 倒 引 当 金	△263,924		
	39,503	39,569	66
長 期 未 収 入 金	176,476		
貸 倒 引 当 金	△169,491		
	6,985	6,982	△2
買 掛 金	(53,752)	(53,752)	—
短 期 借 入 金	(100,000)	(100,000)	—
長 期 借 入 金	(749,954)	(747,759)	△2,194

（※）売掛金、長期貸付金及び長期未収入金については対応する貸倒引当金を控除しております。
金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）（1）現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（3）長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期末収入金

当社では、長期末収入金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期末収入金は、「投資その他の資産」の「その他」に含まれております。

(5)買掛金、短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注3) 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額23,856千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,576,476	1,927,845

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	103千円
貸倒引当金	149,680
税務上の繰越欠損金	101,217
退職給付引当金	15,339
役員退職慰労引当金	11,392
長期未払金	7,200
投資有価証券評価損	17,354
関係会社株式評価損	610
減損損失	81,854
その他有価証券評価差額金	2,686
その他	31,206
繰延税金資産小計	418,646
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△101,217
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△313,413
評価性引当額小計	△414,630
繰延税金資産合計	4,016
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△3,898
その他	△117
繰延税金負債合計	△4,016
繰延税金資産の純額	—

【持分法損益等に関する注記】

関連会社に対する投資の金額	18,035千円
持分法を適用した場合の投資の金額	10,763千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	1,613千円

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	緒方正憲	被所有直接2.4%	当社代表取締役社長連帯保証	株式会社西日本シティ銀行借入に対する連帯保証(注3)	274,664	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)BMC	—	食材の販売不動産の賃貸	食材の販売・不動産の賃貸(注2)	43,718	売掛金(注1) 預り金(注1)	3,671 4,368
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)Zing's	—	食材の販売不動産の賃貸 食材の仕入	食材の販売・不動産の賃貸 食材の仕入(注2)	20,799 35,344	売掛金(注1) 預り金(注1) 買掛金	2,209 3,584 3,694
役員及びその近親者	未来科学㈱	—	機材の仕入 役員の兼任	機材の仕入 固定資産の取得(注2)	12,504 5,100	—	—
役員及びその近親者	中村友輝	—	当社代表取締役の近親者	食材の販売・不動産の賃貸等(注2)	17,138	売掛金(注1) 預り金(注1)	1,576 2,965
役員及びその近親者	金子弘之(注4)	—	当社取締役の近親者	食材の販売・不動産の賃貸(注2)	14,356	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めています。

(注1) 売掛金については食材売上高及び店舗設備販売並びに家賃等が含まれており、預り金については店舗売上金が、それぞれ含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 食材の販売について

食材売上につきましては、市場価格、総原価等を勘案して交渉の上決定しております。

(2) 食材の仕入について

食材仕入につきましては、市場価格、総原価等を勘案して交渉の上決定しております。

(3) 機材の仕入について

機材仕入につきましては、市場価格を勘案して交渉の上決定しております。

(4) 不動産の賃貸について

賃貸料につきましては、市場価格を勘案して交渉の上決定しております。

(5) 固定資産の取得について

固定資産の取得につきましては、市場価格を勘案して交渉の上決定しております。

- (注3) 当社は、株式会社西日本シティ銀行からの借入に対して、当社代表取締役社長 緒方 正憲より連帯保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。
- (注4) 金子弘之については、令和2年9月7日付の当社取締役の退任に伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	243円33銭
1株当たり当期純利益	0円09銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	0円09銭
(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、 以下のとおりです。	
1株当たり当期純利益	
当期純利益	483千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	483千円
普通株式の期中平均株式数	5,054,369株
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	—
普通株式増加数	619株
(うち新株予約権)	(619株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整	新株予約権の数 535個
後 1株当たり当期純利益の算定に含めな (令和3年2月25日取締役会決議) かった潜在株式の概要	

【減損損失に関する注記】

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
店 舗 資 產 等	福岡県福岡市	建物・機械及び装置・工具器具備品	9,671千円
衛 生 事 業	福岡県 本社	工具器具備品・ソフトウエア	41,959千円

当社は、店舗等については継続的な収支の把握を行っている単位を、遊休資産については各資産単位を一つの資産グループとしております。

当事業年度において、外食事業及び衛生事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、新型コロナウィルス感染症による当社の業績への影響を踏まえた将来の回収可能性を慎重に検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失51,630千円を特別損失に計上しております。

その内訳は、建物4,022千円、機械及び装置4,641千円、工具器具備品29,465千円及びソフトウエア13,500千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

また、回収可能価額を正味売却価額により測定する場合の時価は、不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価基準に基づく評価額を使用しております。その他の資産の正味売却価額は譲渡見込額より算定しており、売却見込がないものは正味売却価額をゼロとしております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月26日

ワイエスフード株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武田 剛印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 町出 知則印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワイエスフード株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、監査上の主要な検討事項については、HLB Meisei有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月28日

ワイエスフード株式会社 監査役会
常勤監査役 森 弘 之 印
監 査 役 杉 山 耕 司 印
社外監査役 田 吹 多 祥 印
社外監査役 市 川 琢 也 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ①今後の事業展開を考慮し、現行第2条(目的)に追加するものであります。
- ②将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、現行第6条（発行可能株式総数）に定める当会社の発行可能株式総数を増加させるものであります。
- ③今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化および株主の皆様の信任の機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(62) 【条文省略】 【新 設】 【新 設】 【新 設】 【新 設】 <u>(63)</u> 【条文省略】	第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(62) 【現行どおり】 <u>(63) キャンプ場、釣場、スポーツ施設、遊園地の経営及び企画、コンサルタント業務</u> <u>(64) キャンプ用品、登山用品、カヌー用品、釣具、スポーツ用品、家具、家庭用調理器具、燃焼器具、照明器具、光学機器、鞄等の企画、製造、販売、輸出入及びレンタル業</u> <u>(65) 旅館業及び住宅宿泊事業、リゾート施設等の経営及び企画、コンサルタント</u> <u>(66) 旅行業及び旅行業者代理店業並びに旅行券、乗車券、宿泊施設、運輸機関の手配、斡旋、販売</u> <u>(67)</u> 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>15,492,000</u>株とする。</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>24,292,000</u>株とする。</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 【削除】</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おがたまさのり 緒方正憲 (昭和44年11月24日)	平成6年5月 当社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役副社長兼経営管理本部長兼総務部長 平成19年6月 当社代表取締役社長 令和2年9月 当社代表取締役社長兼生産開発本部長(現任) (重要な兼職の状況) Japan Traditionals Sp. z. o. o 取締役	148,600株
2	※1 なかいがわしゅんいち 中井川俊一 (昭和38年4月16日)	昭和63年4月 ワールド証券㈱(現SBI証券㈱)入社 平成8年6月 僚エイチ・アイ・エス 入社 平成11年2月 スカイマークエアラインズ㈱ 経営企画室長 平成13年5月 同社 営業本部長 平成14年3月 同社 社長室長 平成14年9月 僚バリューカリエーション 専務取締役 平成16年3月 同社 代表取締役 平成19年2月 澤田ホールディングス㈱ 取締役 平成19年4月 エイチ・エス証券㈱ 取締役 平成19年6月 同社 専務取締役 平成19年6月 澤田ホールディングス㈱ 常務取締役 平成19年11月 エイチ・エス証券㈱ 代表取締役専務 平成20年1月 H.S. International (Asia) Limited 取締役 平成20年2月 ラオックス㈱ 取締役 平成21年11月 エイチ・エス証券㈱ 代表取締役社長 平成21年12月 僚アスコット 取締役(社外取締役) 平成25年1月 エイチ・エス証券㈱ 取締役 平成25年1月 僚アスコット 代表取締役会長 平成26年6月 僚外為どっとコム 取締役 平成27年12月 僚インデックス(現iXIT㈱) 取締役 平成28年4月 僚インデックス(現iXIT㈱) 代表取締役社長 平成28年4月 僚アスコット 取締役会長 平成29年6月 澤田ホールディングス㈱ 取締役 平成29年11月 僚Last Roots 取締役 平成31年4月 飯綱東高原観光開発㈱ 取締役(現任) 令和3年2月 ラス・カーズ・キャピタル㈱ 代表取締役社長(現任)	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	※2 もとせき　けん 本瀬 建 (昭和50年2月11日)	<p>平成21年2月 株式会社フルスピード 社長室兼経営企画室長</p> <p>平成23年9月 株式会社RJCリサーチ 取締役会長</p> <p>平成26年8月 ハイブリッド・サービス(株) (現ピクセルカンパニーズ(株)) 取締役</p> <p>平成26年9月 同社 取締役管理本部長</p> <p>平成27年1月 同社 取締役コーポレート本部長</p> <p>平成27年4月 同社 取締役副社長兼 コーポレート本部長</p> <p>平成28年4月 中央電子工業(株) 取締役 海泊力国際貿易(上海)有限公司 董事</p> <p>平成28年8月 LT Game Japan(株) 取締役</p> <p>平成30年3月 ピクセルカンパニーズ(株) 取締役プロックチェーン事業部長</p> <p>平成31年4月 サイブリッジグループ(株) 統括本部長</p> <p>令和元年6月 株式会社fonfun 取締役</p> <p>令和2年6月 未来科学(株) 代表取締役(現任)</p> <p>令和2年9月 当社取締役副社長(現任)</p>	一株
4	なかはら　まこと 中原 真 (昭和53年7月13日)	<p>平成9年4月 日本電信電話(株) 入社</p> <p>平成14年4月 株式会社イー・キュー・ジャパン 入社</p> <p>平成21年5月 株式会社フルスピード 入社</p> <p>平成23年10月 株式会社RJCリサーチ 入社</p> <p>平成26年12月 ハイブリッド・サービス(株) (現:ピクセルカンパニーズ(株)) 入社</p> <p>平成27年4月 同社 コーポレート本部 管理部長</p> <p>平成28年4月 同社 コーポレート本部 管理部 総務人事担当部長</p> <p>平成30年4月 同社 管理本部 総務人事担当部長</p> <p>令和2年9月 当社 取締役 衛生事業本部長(現任)</p>	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	※1、3 かみた　たくや 紙田 拓弥 (昭和51年1月31日)	平成11年4月 僕オージス総研 入社 平成16年5月 僕アライドテレシス開発センター 入社 平成23年1月 アライドテレシス(僕) 入社 平成27年6月 デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(僕) 入社 平成28年4月 同社 ソリューションサービス本部 第二システム開発部/部長 平成29年4月 同社 ソリューションサービス本部 第二ソリューション開発部/部長 平成29年5月 (僕)L. I. T 代表取締役 (現任) 平成30年4月 デジタル・アドバイジング・コンソーシアム(僕) プロダクト開発本部 アカウントビジネス開発部/部長 平成31年4月 同社 プロダクト開発本部 第一ソリューション開発部/部長 平成31年4月 (僕)K. I. T 代表取締役 (現任) 令和元年10月 IMTジャパン(僕) 代表取締役 (現任)	27,200株
6	はまさき　ひろかず 濱崎 祐和 (昭和57年2月26日)	平成16年4月 当社入社 (経理部配属) 平成26年7月 管理本部 課長 平成27年4月 経理部 部長代理 平成29年4月 経理部 部長 令和2年9月 取締役管理本部長 (現任)	900株

- (注) 1. 新任の取締役候補者であります。
2. 本瀬 建氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である未来科学株式会社の代表取締役であり、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
- その他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 紙田 拓弥氏は、社外取締役候補者であります。
- 紙田 拓弥氏を社外取締役候補にした理由として、当社が今後、戦略的デジタルトランセラーメーションを推進するにあたり、企業プランディング、グローバルビジネスやデジタルマーケティングに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております、専門家としての見地から経営に対する助言・提案を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
- 紙田 拓弥氏は、株式会社K. I. T.、株式会社L. I. T.およびIMTジャパン株式会社の代表取締役であり、当社は、株式会社K. I. T.との間でシステムに関する取引実績がありますが、その額は僅少（当社の売上高の2.0%未満）であり、特別な関係はありません。
- また、当社は、紙田拓弥氏の選任が承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行なう予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田吹多祥氏は、本総会終結の時をもって任期満了となることから、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
た　　ぶき　　かづ　　よし (昭和24年1月10日生)	昭和47年4月 株式会社福岡相互銀行 入行 (現株式会社西日本シティ銀行) 平成13年7月 同行 久留米支店長 平成16年2月 株式会社エヌシーマネジメント 代表取締役 平成24年6月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田吹多祥氏は、社外監査役候補者であります。
3. 田吹多祥氏を社外監査役候補者とした理由は、永年にわたる銀行員としての豊富な経験と経営者としての見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
4. 社外監査役候補者田吹多祥氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって9年であります。
5. 当社は、監査役田吹多祥氏を東京証券取引所（ＪＡＳＤＡＱ市場）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は田吹多祥氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡県田川郡福智町弁城1300番1

ほうじょう温泉 ふじ湯の里 会議室

T E L 0 9 4 7 (2 2) 6 6 6 7 (代)

金田駅より車で5分

